

## 相続法 5：遺言と遺留分減殺請求権

2012/07/30

松岡 久和

### 【遺言の意義とその法的特徴】

#### 1 意義

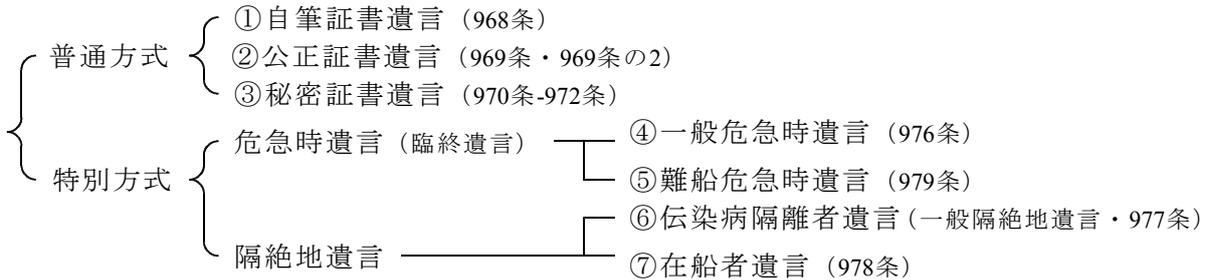
- ・単独行為。財産の終意処分－私有財産制・私的自治原則の発現形態：遺言自由の原則
- ・家のための遺言（家産維持を目的とする家産承継人の選定）から個人のための遺言へ

#### 2 遺言の法的特徴

- ①要式行為性（960条）←偽造・変造の防止、慎重な意思決定←→契約の方式の自由
- ②単独行為性－相手方のない単独行為。関係者の承諾・同意不要←→契約の双方行為性
- ③本人行為性－代理に親しまない
- ④遺言能力－15歳以上で意思能力があればよい（961・963条）←→行為能力  
行為能力制限を不適用（962条）→成年被後見人の場合同意不要（973条）
- ⑤撤回の自由（1022-1027条）－最終意思の尊重←→契約や申込の拘束力
- ⑥死後行為性－生前には一切効力なし。生前には遺言無効確認もできない。
- ⑦遺言事項の法定→法定事項以外は無効←→契約内容決定の自由
- ⑧共同遺言の禁止（975条）←意思決定・撤回の自由・意思の明確性の確保、錯雑化防止  
夫婦連名で一方が他方の署名押印を代行した場合も全部無効（PⅢ167）

### 【遺言の方式と問題点】

#### 1 方式の種類



※特別方式の遺言は普通方式の遺言が可能となった時点から遺言者6か月生存で失効（983条）

※特別方式の遺言の変更も加除訂正は自筆証書遺言に準じる（982条）

#### 2 各方式の特徴（一部のみ）

- (1)自筆証書遺言 単独で作成可。証人等コスト不要・簡便。偽変造容易。内容不明確  
**方式** ①全文・日付・氏名自書、②押印、③加除訂正箇所の指示と署名押印
- (2)公正証書遺言 公証人が作成・原本保管。安全確実。証人・費用必要。秘密性無  
**方式** ①証人2人以上、②趣旨の口授/通訳/自書、③公証人の口述筆記、④読み聞かせ/閲覧/通訳、  
⑤遺言者・証人の正確性承認と署名・押印（代替可）、⑥公証人の付記と署名・押印
- (3)全体に関係するものとして、証人・立会人の欠格事由（974条）

#### 3 主要な問題点；判例は、各要式の目的を害しない限り、意思を尊重して要式性を緩和する傾向

- (1) 自書要件－真意性の確保
  - ・タイプライター・ワープロ等の使用は不可（秘密証書遺言では可。PⅢ164）
  - ・他人の添え手による遺言も限定的に有効（PⅢ157；無効事例）
  - ・カーボン複写による遺言は有効（PⅢ158）
- (2) 日付要件－遺言能力の基準時・矛盾する複数の遺言の優劣の基準
  - ・暦上の特定の日を表示するものでなければ無効（PⅢ156：吉日遺言事件）
  - ・年表示誤記と真実の作成日が証書内容その他から判明できれば有効（PⅢ156関連判例③）
  - ・内容を書き終えた翌日に前日の日付を記入した遺言は有効（PⅢ157関連判例①）
- (3) 署名要件－遺言者の同一性と真意の確認

- ・同一性が確認できる限り、通称・芸名・ペンネーム等も可、名宛人が明確なら名前や続柄だけでも可（大判大4・7・3民録21輯1176頁：をや治郎兵衛事件）
- (4) 押印要件－遺言者の同一性と真意の確保
  - ・拇印でも有効（PⅢ160）。署名のみでも有効（PⅢ159：帰化ロシア人無印遺言事件）。
  - ・封じ印でも有効（PⅢ161）
- (5) 加除訂正要件－変造防止
  - ・軽微で明白な誤記訂正の場合は方式違背でも有効（そもそも誤字のままで有効。PⅢ162）
- (6) 口授要件－真意性確保、偽造・変造防止
  - ・誘導的質問による口授でなければ緩やかに解してよい（PⅢ163：娘からの聴取による公正証書作成が先行しても有効←実務を追認、PⅢ163関連判例②：言語による陳述不能では無効）
- (7) 証人・立会人要件－真意性確保、偽造・変造防止
  - ・形式的に欠格事由に該当しない者がすべて証人として適当であるとは限らないが、判例は比較的緩やか（PⅢ165：公正証書遺言の証人兼遺言執行者が視力障害でも有効）
  - ・証人の署名押印は原則として遺言者の現存する場所で行う（PⅢ169：例外有効事例）

## 【遺贈】

### 1 遺贈の意義

- ・遺言による遺産の全部又は一部の無償譲与（964条）。単独行為・要式行為。
- ←→死因贈与：贈与者の死亡を不確定期限とする贈与契約・不要式（ただし554条）

### 2 遺贈の要件

- ①遺言の要件を充たすこと ※方式違背でも死因贈与として有効とする余地有
- ②効力発生時に受遺者が生存していること（994条1項。同時死亡の場合も含む）
  - ・（停止）条件成就前に受遺者が死亡した場合は対応可能（同条2項但書）
  - ・法人も胎児も受遺者になれる（965条・886条）
- ③受遺者に欠格事由がないこと（965条・891条） ※欠格事由を知ってした遺贈は有恕？
- ④遺言者の死亡時に相続財産に属すること（996条）
  - ・相続財産に属さない物の遺贈の責任（権利取得義務か価額の遺贈、996条ただし書・997条）

### 3 包括遺贈と特定遺贈

- (1) 包括遺贈：遺産の全部または分数的割合による処分。権利義務双方を含む
  - ・包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する（990条）。法人にも受遺者適格有。
- (2) 特定遺贈：包括遺贈以外の（積極）財産の処分≠特定物の遺贈
  - ・特定受遺者は特定の財産の（遺贈時には不特定でよい。998条）権利のみを取得

### 4 遺贈の効力（概略。愛人への贈与と90条違反などは省略）

- ・遺言の効力発生と同時に効力が発生（985条1項）
- ・受遺者の承認・放棄は自由（986条1項、選択権の相続につき988条）。無方式。
- ・遺贈義務者（相続人・遺言執行者・包括受遺者・遺産管理人）や利害関係人の催告権（987条）
- ・放棄の遡及効：遺言者の死亡時から失効（986条2項）→相続人に帰属が原則（995条）
- ・承諾・放棄は撤回不可（989条1項。詐欺・強迫等による取消しは989条2項⇒919条2項）
- ・物権的効力（PⅢ172：1013条に反し相続人の譲渡が無効な場合、受遺者は登記抹消請求が可能）があるが、権利主張には対抗要件が必要（PⅠ237、PⅢ170：債権の債務者対抗要件）

## 【遺言の解釈】

### 1 遺言の解釈一般

- ・遺言者の真意の探求を重視←→契約の双方向性・相手方の信頼の要素
- ・後継ぎ遺贈の多様な解釈可能性と効力（PⅢ154←→無効説：所有権の過度の制約（米倉））
- ・補充的遺言解釈（浦野）が許されるかどうかには争いがある。

### 2 特定財産を相続人に「相続させる」遺言

- ・遺贈（相続人以外ならこれしかない）か分割方法の指定 and/or 相続分の指定か
- ・「相続させる」遺言は、両者の良いところ取りをする公証人等の工夫。判例は肯定（PⅢ141）

：遺産分割手続不要、PⅢ142：登記なしに対抗可能、PⅢ173：単独登記、PⅢ174・175：遺言執行者の訴訟適格は遺言の趣旨次第） ※遺言の執行は省略※

## 【遺言の取消し】

### 1 遺言撤回の自由（1022条）

- ・撤回の方法 ①遺言による明示の撤回(1022条)、②抵触する後の遺言や生前処分等(1023条)、③遺言書や遺贈目的物の故意の破棄・破壊（1024条）：②③は法定撤回
- ・受贈者が負担を全部近く履行した場合、死因贈与は撤回できず1023条も不適用（PⅡ164）

### 2 後の遺言や生前処分との「抵触」

- ・両立可否＋遺言者意思解釈で判断。例：×競合育英財団の設立申請（未許可。最判昭43・12・24民集22巻13号3270頁）、○遺贈後に扶養目的の養子縁組を協議離縁（PⅢ176）

### 3 撤回行為の撤回（1025条）

- ・撤回の撤回で原遺言の復活希望が明らかな場合、非復活主義の例外を肯定（PⅢ177）

## 【遺留分の意義】

### 1 意義 財産処分の自由に対する遺族の保護、遺産の一定分を相続人へ留保

### 2 遺留分権利者

- ・兄弟姉妹（およびその代襲相続人）以外の法定相続人で相続権を有するもの
- ・相続放棄者は含まれない。代襲相続人、胎児を含む（886条）

### 3 遺留分率

- ・一定の親族に属する相続人全体に与えられる割合（総体的遺留分）  
①直系尊属のみが相続する場合 1/3、②その他の場合 1/2
- ・各自の遺留分（個別的遺留分）の率は、遺留分権者が1人の場合には総体的遺留分に等しく、遺留分権者が複数いれば総体遺留分率に法定相続分率を乗じて定める

### 4 遺留分額の算定

#### (1) 遺留分の算定の基礎となる財産（1029条1項）

- ・算定基礎額＝積極財産額＋一定の贈与額－相続債務額＝純相続財産額＋贈与額  
遺贈や死因贈与は積極財産に含まれる。マイナスでも遺留分は否定されない。  
相続債務を相続財産によって弁済した場合も減殺請求が可能（PⅢ179）

#### (2) 加算される贈与の範囲（1030条）

- （7）共同相続人に対する贈与 特別受益分も算入（1044条→903条）
- （4）共同相続人以外に対する贈与 ①相続開始から1年以内の贈与（契約締結時基準）  
②当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていた贈与  
害意を要しない点で緩やかだが、遺留分侵害の予見を要する点で狭い
- ・負担付贈与は負担額を控除（1038条）
- ・不相当な対価による有償行為は、両当事者悪意の場合に限り、差額を加算（1039条）
- ・算定基準時は相続開始時（1029条1項）；現状のままと仮定して換算評価（PⅢ178）

## 【遺留分減殺請求権】

### 1 成立要件

- ・遺留分侵害があること：相続純財産額＜遺留分額 or 遺留分侵害額＞0  
遺留分侵害額＝算定基礎額×遺留分率－特別受益額－純相続分額  
特別受益額＝当該相続人の受贈額＋受遺額、純相続分額＝相続取得財産額－相続債務分担額

### 2 減殺請求の当事者（1031条）

- ・権利者 遺留分権利者とその承継人（相続人・包括受遺者・相続分譲受人）
- ・相手方 

原則	受遺者・受贈者およびその包括承継人
例外	悪意の特定承継人・権利設定者（1040条1項ただし書、2項） 包括遺贈の未履行の場合は遺言執行者

### 3 減殺の方法

- ・減殺の限度 各相続人の遺留分侵害の程度に限定（1031条）
- ・順序と割合
  - イ 遺贈と贈与の順序 ①遺贈、②死因贈与（争い有）、③贈与
  - ロ 遺贈相互間 遺贈価額に応じた按分が原則（1034条。遺言で基準を定めうる）
  - ハ 贈与相互間 ①後の贈与から順次遡及（1035条）、②同一日付は按分（1034条類推）
- ・減殺額は計算上客観的に定まるので、遺留分権利者は、任意の順で減殺請求可能

#### 4 減殺請求権の性質と減殺の効果

- ・ 形成権説
  - ┌ 物権的效果説（PⅢ183・通説）
  - └ 債権的效果説
- ・ 請求権説
- ・ 物権的効力説の場合の効果：遺留分を侵害する遺贈・贈与が請求の範囲で失効
  - ①既履行分 全部減殺なら減殺請求権者に所有権が帰属・返還請求  
一部減殺なら原告と被告の共有→共有物分割請求
  - ②未履行分 履行拒絶権
- ・ 果実の特則 減殺請求があった日から返還義務（1036条）
- ・ 減殺を受けた者の価額弁償（の提供。PⅢ190・191）による返還義務免除（1041条）  
価額算定基準時は現実の弁済時（PⅢ193：訴訟では事実審の口頭弁論終結時。PⅢ193。遅延損害金起算日は請求時。PⅢ194）  
現実の弁済（の提供）により返還義務が消滅（PⅢ192：受贈者に個別財産の価額弁償選択権）
- ・ 減殺請求後の目的物譲受人との間には対抗問題（PⅢ187；1040条1項ただし書は減殺前のみ）

#### 5 共同相続と遺留分減殺（時間との関係で省略するかも）

##### (1) 各種の場合

- ①相続分指定の場合（902条1項ただし書）
  - ・ 違反する相続分指定は遺留分を侵害する限度で修正⇒遺産共有
- ②超過特別受益の場合（903条3項）
  - ・ 持戻免除の特別受益も算定基礎額に算入、侵害があれば減殺請求の対象になる
- ③寄与分の場合（904条の2）
  - ・ 寄与分の有無は遺留分に無影響（1044条は904条の2を不準用）。
  - ・ 遺贈は寄与分に優先（904条の2第3項）⇒全部遺贈では寄与分は問題外
  - ・ 家裁審判では遺留分を侵害するような寄与分の決定がなされることは稀
- ④分割方法の指定の場合（908条）
  - ・ 遺贈同様に遺留分減殺で通常共有関係⇒遺産分割の対象から外れるだろう。

##### (2) 減殺の範囲と効果 略

#### 6 短期期間制限

- ・ 1年の短期消滅時効と10年の除斥期間 ←取引の安全確保
- ・ 前者の起算点 相続開始と遺留分侵害を知った時（PⅢ196：侵害の認識は推認可）
- ・ 減殺の結果は物権的請求権が発生し時効消滅しない（PⅢ197）
- ・ 期間経過後の遺贈等の履行請求には、期間経過後も遺留分減殺請求の抗弁を認めうる

#### 【遺留分および遺留分減殺請求権の放棄】

- ・ 相続開始後は、遺留分権全体も個々の遺留分減殺請求権も（一部放棄を含め）放棄自由
- ・ 相続開始前は、家裁による許可を得た場合にのみ放棄可能（1043条1項）  
←威圧を受けた配偶者相続権・均分相続の理念に反する放棄をチェック
- ・ 事情の変更による放棄許可審判の取消し、放棄の意思表示の無効・取消しはありうる
- ・ 放棄の効果：他の相続人の遺留分は増えない（1043条2項）。遺留分を侵害する遺贈・贈与が減殺を免れるのみ。
- ・ 遺留分放棄≠相続放棄なので、債務のみの相続がありうる